

特別養護老人ホーム ころの丘
(予) 短期入所生活介護事業
運営規程

(事業所の目的)

- 第1条 要介護者に対し、適正な短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。
- 2 要支援者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供することを目的とする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針)

第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営)

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームこころの丘
- (2) 事業所の所在地 岐阜県恵那市岩村町矢坪2453-123

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2) 医師2名(非常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
 - (3) 生活相談員 常勤換算1以上(常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
 - (4) 看護職員 常勤換算3以上(常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
 - (5) 介護職員 常勤換算27以上(常勤及び非常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
介護職員は適所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1以上(常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
 - (7) 管理栄養士 1以上(常勤、本体の特別養護老人ホームに配置)
入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
- 2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(利用定員)

第6条 特別養護老人ホームの空床利用とする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容)

第7条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。

- (2) 短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - (3) 職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (4) 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 介護予防短期入所サービスの内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
- (1) 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (2) 介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (3) 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
 - (4) 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (5) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護の利用料)

第8条 本事業所が提供する短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、利用者から利用料の1割又は2割又は3割の額の支払を受けるものとする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 居住費並びに食事の提供に関する費用
- (2) 前号に掲げるものの他、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負

担することが適当と認められる費用実費

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。
- 4 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込又により、指定期日までに受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

恵那市、中津川市

（秘密保持）

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第11条 事業所は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第12条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 ホームは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の廃止)

第14条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第17条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 階層別研修 随時
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第20条 サービスの利用に当たり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (2) サービスの利用に当たり、指定の物品について持参すること。
- (3) サービスの利用日の朝体温を計測し、その結果をサービスの利用に先立って担当職員へ報告すること。
- (4) サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) サービスの利用に当たり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(地域との連携)

第21条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

附 則

(施行)

この運営規程は、平成20年5月15日から施行する。

(改正)

改正後のこの運営規程は、平成29年8月16日から施行する。

改正後のこの運営規定は、令和3年3月29日から施行する。

改正後のこの運営規定は、令和3年5月16日から施行する。

改正後のこの運営規程は、令和3年8月1日から施行する。

改正後のこの運営規定は、令和6年3月14日から施行する。

特別養護老人ホーム
こころの丘

短期入所生活介護事業運営規定

社会福祉法人 恵雄会

短期入所生活介護 こころの丘

運 営 規 程

重要事項説明書

社会福祉法人 恵雄会

認知症対応型通所介護 こころの丘

運 営 規 程

重要事項説明書